

国民年金

20歳になったら国民年金

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります。20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から「国民年金に加入したことのお知らせ」「国民年金保険料納付書」「基礎年金番号通知書」が届きます。基礎年金番号通知書は、将来年金を受け取る際に必要となりますので大切に保管してください。

年金は老後のためだけでなく、病気やケガなどで障がいが残ったときに障害年金が支給されるなど、現役世代の保証もされますので、忘れずに納付しましょう。

令和6年度の国民年金保険料 月額16,980円

- ・納付書での納付のほか、口座振替などさまざまな納付方法が利用できます。
- ・「ねんきんネット」を利用して保険料の納付の確認や、将来受け取る年金額の試算などもできます。

経済的な理由などで納付が困難な方のための制度

●学生納付特例制度

前年の所得が一定額以下の学生の方の納付が猶予されます。

●免除・納付猶予制度(学生ではない方)

本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合などに、保険料が全額、または一部免除、納付が猶予されます。一部免除の方は減額された保険料の納付が必要です。

※学生特例、納付猶予が承認された期間は年金額には反映されません。保険料を後から納める(追納する)と年金額に反映されます。

●各種免除制度の申請に必要なもの

- ・基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの
- ・学生証(学生の場合) ・離職票(離職した方)

相談窓 岐阜南年金事務所 ☎273-6161 住民課 ☎388-1115



消防署

文化財防火デー

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



毎年1月26日は「文化財防火デー」です。昭和24年1月26日に、奈良県の法隆寺金堂で火災が発生し、国宝に指定された壁画の大部分が焼損しました。こうした被害から文化財を守るために、昭和30年1月26日を「文化財防火デー」として制定し、以降毎年1月26日に全国各地で防火訓練などの文化財防火運動が展開されています。

しかしながら、近年でも火災による文化財被害は発生しています。令和6年7月29日には国の重要文化財に指定されている中家住宅(奈良県)で火災が発生し、地域にとって大切な文化財が焼損してしまいました。

日本の文化財建造物はおよそ8割が木造建築物です。そのため、一度火がつくと容易に燃焼が拡大し火災へと発展する可能性が大きくなります。出火原因は放火や火の不始末によるものが多く、一度失われてしまうと再び元の状態に戻すことは非常に困難

です。火災を未然に防ぐために、私たちにできることとして、以下の防火対策を心掛けましょう。

～文化財の防火ポイント～

①火気の管理

文化財周辺での火気の使用には十分気をつけ、確実に火の始末を行いましょう。また、万一の火災に備えて消火器の設置や各自治会で使用方法の訓練を行いましょう。

②防火防止対策

文化財の周囲には燃えやすいものを置かないようにし、地域全体として巡視や監視体制を強化し、放火されない、放火させない環境を作りましょう。

地域の歴史と貴重な文化財を火災から守るためには、地域全体で力を合わせ、防火対策を行うことが重要です。

